

氏名（本籍）	橋川 健祐（日本）			
学位の種類	博士（社会福祉学）			
学位番号	甲第84号			
学位授与の日付	2022年3月19日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当			
学位論文題目	過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念形成—就労継続支援A型事業所の事例研究をもとに—			
研究審査委員	主査	齊藤 雅茂	日本福祉大学	教授
	副査	野口 定久	日本福祉大学	名誉教授
	〃	原田 正樹	日本福祉大学	教授
	〃	篠田 道子	日本福祉大学	教授
	学外審査委員	関川 芳孝	大阪府立大学	教授

## 論文内容の要旨

橋川健祐氏の学位請求論文は、人口減少と地域の衰退に歯止めがかからない過疎地域の再生を目指す持続可能な地域再生の概念として地域循環型福祉経済の構築を図り、地域に住み続けることを望む住民や障害者などの居住権を保障する地方自治体の公共政策およびガバナンスを提示することをねらいとしている。本論文の特徴は、第1に、戦後日本における経済成長期を支えた労働力の流動化政策が核家族化および地域社会の崩壊をもたらし、地方の人口流出を加速させ、その帰結として過疎地域の生活環境の悪化と生活機能の低下を作り出した経緯を踏まえて、とりわけ1990年代後半からの生産性と効率性に偏重する新自由主義的産業・労働政策に対置しうる過疎地域再生の理論モデルの提示を試みたこと。第2に、過疎地域および地方都市の地域経済の富が地域外へ流出している状況を鑑みて、地域外への富と人口の流出を減少させ、地域内に富と住民をとどまらせる地域循環型福祉経済という新たな概念を提示したことにある。それは、社会福祉法人と地域経済が結びつき、その地に住みたいと願う住民、障害者の尊厳回復を基軸に社会福祉および地域福祉分野からの地域再生論として新たな地平を切り拓く学術論文としても評価できる。

本論文は、序章・終章を含む全9章で構成（本文148頁、図25点、表20点、引用・参考文献147点）されている。

### 序章

#### 第1章 過疎地域再生の理論

#### 第2章 福祉の市場化時代における地域循環型福祉経済の主体

#### 第3章 市場原理から互酬原理の形成 — X事業所の事例をもとに—

#### 第4章 6次産業化と多角経営で地域に貢献 — Y事業所の事例をもとに—

#### 第5章 協議の場と共通善が市場原理と互酬原理を媒介する — Z事業所の事例をもとに—

#### 第6章 過疎地域においてA型事業所で働く障害者の暮らしの実相

—働く障害者へのインタビュー調査を通して—

#### 第7章 過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念形成に向けて

#### 終章 本研究の結論と社会的意義及び今後の研究課題

序章（本研究の背景及び目的と課題）では、本論文の目的・研究方法、研究の独創性について論じられている。本研究の対象は、経済危機において社会的弱者ないし就労困難層に陥りやすく、生存権や生活権を侵害ないし脅かされかねない障害者である。既存の全国調査（就労継続支援事業 A 型事業所基礎調査、2013 年）および独自調査（A 型事業所の地域社会と経営に関する質問紙調査、2016 年）に基づいて 3 つの事業所を選定したこと、過疎地域における就労継続支援 A 型事業所の事例検討と当該事業所で働く障害者へのインタビュー調査から、住みたいと願うところに住み続ける権利を回復していくうえで鍵となる働く権利と機会、所得保障の方策を考察していくことが記載されている。なお、本研究で実施されている 3 つの調査はいずれも研究倫理審査委員会の承認を得ている。

**第 1 章（過疎地域再生の理論）**では、本論文で用いる用語と理論、考え方を論じている。まず、「再生」という言葉を用いる理由について述べている。戦後日本における一連の労働力流動化政策が過疎地域を生み出し一住民の移動する権利を認めつつも一その帰結として住民が、特に高齢者や障害者、子どもたちがそこに住み続ける権利を侵害、ないし剥奪してきたのであって、これらの権利を取り戻す、権利を回復するという意味合いで「再生」という言葉を用いている。また権利の回復する方策として日本型の福祉コミュニティづくりを提示している。「地域循環型経済」については、日本においても近年過疎地域研究や地方創生政策でも取り入れられている域内経済を何度も循環させていくことが域内の需要に何倍もの効果をもたらすという「地域内乗数効果」を検討し、経済の三面等価原則一生産（労働）、分配（所得）、支出（消費）一の過程で地域内の富の地域外流出を防いでいく自治体政策が必要であると論じている。そして第 3 の理論として、アマルティア・センの福祉経済学を取り上げ、権利に関する議論における社会福祉との接点に触れつつ、一方でポランニーが提起した経済の 3 つの原理一互酬、再分配、市場交換一を取り上げ、とりわけ互酬が最も重要であると位置づけ、地域循環型福祉経済の概念形成を試論的に提示している。

**第 2 章（福祉の市場化時代における地域循環型福祉経済の主体）**では、福祉の市場化と福祉供給主体の多様化について先行研究を整理し、特に 2016 年の社会福祉法人制度改革における社会福祉法第 24 条第 2 項の「地域における公益的な取組」を中心に検討がなされている。社会福祉法人の過疎地域における役割は、市場が参入しない状況下で福祉サービスを提供し続けながら、一方で本来行政が担うべきセーフティネットを代替しつつも公的責任による権利の回復を求めていくところにあるとの見解を示している。そのうえで、社会福祉法人の地域貢献活動は、福祉の市場化時代における地域循環型福祉経済の主体としての可能性を論じている。さらに、社会福祉法人改革の一つ、「事業運営の透明性の向上」の一環で取り組まれている開示情報をもとにした社会福祉法人の経営指標についても言及がなされている。

**第 3 章（市場原理から互酬原理の形成 — X 事業所の事例をもとに）**では、X 事業所が 1982 年の設立当初、有限会社として障害者の雇用の場を一般労働市場の中に創り出した経緯を紹介している。そして、X 事業所が市場原理の中で、40 年来のパン製造が地元の文化として根づくほどに地域社会の経済活動に少なからず影響している状況を示している。さらに、こうした農福連携活動を通して生まれた障害者と地元農家の互酬関係が地域経済に大きく貢献している実態を詳細に記述している。

**第 4 章（6 次産業化と多角経営で地域に貢献 — Y 事業所の事例をもとに）**では、Y 事業所が地理的条件による社会資源の乏しさから事業の拡大と多角化、とりわけ 6 次産業化を図ってきた経緯を詳しく調べている。反面、6 次産業化および多角・大規模化が行政や地域との関係性を難し

くしている点、さらに A 型事業所の経営的課題として毎年引き上げられる最低賃金も事業経営の負担になっている点などの指摘もなされている。しかしながら、Y 事業所が地元、地域へ貢献するという姿勢は明確に表れており、地域の経済活動を支えている大きな要素となっていることを強調している。

**第 5 章（協議の場と共通善が市場原理と互酬原理を媒介する — Z 事業所の事例をもとに）**では、Z 事業所が市場原理を伴う経済活動を行いながら事業開始前から地元住民組織のメンバーに加え、農業者、そして行政の職員らによって構成される協議の場を設け、事業運営を図ってきた経過を詳細に記している。行政が指定管理やその他補助金をこれら協議メンバーと活用し、障害福祉事務所と農業者を結ぶ農産加工所などの設備投資をすることが地域にとっての共通善（共同体の成員によって達成すべく合意された普遍的価値ないしは集合的目標をさす）となっているとの評価を加えている。Z 事業所の取り組みは、地域循環型福祉経済の主要素である互酬性と再分配と市場交換の原理がうまく融合している事例として分析がなされている。そこには、①協議の場と、②共通善に向けた設備投資が重要な役割を果たしていると指摘している。この点で、先の X 事業所や Y 事業所と、3 つの経済原理の統合の仕方に違いは見られたものの、徹底して地元、地域へ貢献するという姿勢が共通して見られたところは見逃せない点であると強調している。

**第 6 章（過疎地域において A 型事業所で働く障害者の暮らしの実相～働く障害者へのインタビュー調査を通して）**では、第 3～5 章を通じて地域循環型福祉経済の概念形成のための事例研究を行ってきたことを受けて、過疎地域において働く権利と機会を保障することが障害者の暮らしにどのような影響を与えるのかについて実際にそれぞれの事業所で働く障害者へのインタビュー調査の分析を行っている。その結果、調査対象者の多くが、①理由はさまざまあるものの今の地域に住み続けたいと考えていたこと、②一定額の給与を得ることがより一層の働きがいや醸成し、過疎地域であってもより生活の充実、選択肢の広がりを見せていることがうかがえたこと、③お客さんとの関係も働きがいや生活の安定に関係していることなどを明らかにしている。他方で、就労困難と言われる人たちが最低賃金を得て働ける就職先が限られること、そのため、他にも働くことができる障害者のニーズに応えきれていないという課題も指摘している。障害者の就労にとって、多様な選択肢が地域にあるということが真に住み続けることと働く権利を保障していくことにつながるの見解も述べている。

**第 7 章（過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念形成に向けて）**では、各章での検討をもとに、過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念を形成するうえでの考察を、①市場原理と互酬原理の双方向性、②市場原理と互酬原理を媒介とする共通善を創出する自治体行政の役割、③開かれた協議の場が紡ぐ 3 つの経済原理について論述を整理している。そのうえで、地域循環型福祉経済概念の形成に向けた制度的課題とその克服に向けた検討がなされている。本研究が示唆する過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念モデルは、①福祉経済思想、とりわけ「開かれた互酬関係」を優勢の原理としながら「CSV（社会貢献と企業側の利益を両立できる）志向の市場交換」と「共通善を創出する再分配」とが「媒介の役割を果たす協議の場」によって組み合わせられて行われる A 型事業所による生産（労働）活動により働く権利と機会、そして所得を保障し、生産（労働）、分配（所得）、支出（消費）が地域内で循環することで暮らしの保障を目指すものであり、②この循環は中央政府による分権化と税源移譲をさらに進めることを前提条件に地方自治体による公共政策を協働統治（ローカル・ガバナンス）で確立することによって、より概念形成が可能なるものであるとの主張を展開している。

**終章（本研究の結論と社会的意義及び今後の研究課題）**では、本研究の結論として、過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念モデルの提示がなされている。本研究の社会的意義としては、①過疎地域の障害者の暮らしに焦点を当てた研究に取り組んだこと、②過疎地域において、障害者は社会福祉の支援の対象者である一方、過疎地域再生という観点で見れば、その担い手でもあるという点を明らかにしたこと、③福祉と経済を接合し、とりわけ既存の地域循環型経済研究に福祉経済の考え方を持ち込み、地域循環型福祉経済という新たな概念を提起したことにある。また、今後の研究課題として、本研究で提起した過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念モデルを過疎地域だけの議論にとどめておくのではなく、地方都市、あるいは地方中核都市にまで汎用できる可能性を示唆している。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

2021年10月7日の第6回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において橋川健祐氏の第1次審査博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員4名（斉藤雅茂、原田正樹、篠田道子および指導教員・野口定久）は、それぞれに提出論文を精査した上で、2021年11月1日に第1回目の口頭試問（ZOOM）を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。そこでの指摘事項の修文を課した。第2回目の口頭試問を11月29日（ZOOM）に行い、修正箇所を確認した。2021年12月9日第8回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において第1次審査は合格となった。その結果を受けて、12月11日に公開発表会（名古屋キャンパス、一部オンライン）に臨んだ。氏は、公開発表会等における指摘をとりまとめ、論文全体を見直し修文を行った。2022年1月31日に、最終口頭試問（対面および一部ZOOM）を実施した。同日中に学内審査委員4名による最終試験の結果について審議した。学外審査委員の関川芳孝氏（大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授）からの審査報告書（2022年2月2日付）を総合して、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

### 2. 論文の評価

申請者（橋川健祐氏）の提出論文は、研究命題に「過疎地域再生を目指す地域循環型福祉経済の概念形成」というやや遠大なテーマをかかげている。その意味では、チャレンジングな博士論文というイメージはすべての審査委員の一致する評価である。総じて、本論文の評価は、人口減少や地域経済の停滞から脱出する方策として、過疎地域や地方都市の再生を目指す持続可能な地域再生の概念として地域循環型福祉経済の構築を図り、その実践を通して地域に住み続けることを望む住民や障害者などの居住権を保障する地方自治体の公共政策およびガバナンスを提示することにある。これまで、過疎地域や地方都市の衰微状況への対応策に決め手を欠いていた国や地方自治体の公共政策および社会福祉政策、そして地域福祉の政策および実践分析に、新たな地域再生の論理を提示する試みとして「地域循環型福祉経済」という概念形成に挑戦した研究姿勢は学術的かつ政策的に高く評価されるものである。

また、本論文において明示した諸点は、①先行研究を踏まえてアマルティア・センの福祉経済学を取り上げ、住みたいと願うところに住み続ける権利（あるいは移動する権利）を保障する居住福祉との接点に触れながら、一方でカール・ポランニーが提起した経済の3つの原理（市場、再分

配、互酬)を援用し、とりわけ互酬を優位な原理であることを提示している。②地域循環型福祉経済の一翼を担うとする社会福祉法人が過疎地域において果たすべき役割を市場が参入しない状況下で福祉サービスを提供し続けながら、一方で本来行政が担うべきセーフティネットを代替しつつも公的政策とガバナンスによる「住み続ける」権利の回復を求めている。③障害のある人たちに最低賃金での就労を保障し、それらによって障害者が地域に住み続けたいと考えていること、一定額の給与を得ることがより一層の働きがい醸成し、過疎地域であってもより生活の充実、選択肢の広がりを見せていることなどを明らかにしている。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、過疎地再生を目指す地域循環型福祉経済の概念モデルは他自治体への汎用性、広域圏および市場経済圏への接続化の展開が見えづらい。第2は、事例をA型事業所に焦点化しているが、社会福祉法人を経営母体とするA型事業所以外、例えばB型事業所などと地域循環型福祉経済の関係性の記述が不明である。第3は、障害者の地域居住意向と住み続ける権利の合一性のみならず、移住を希望する人たちへの対処も考慮に入れるべきではないかという視点を明確にすることであった。以上のような課題は有するものの、全体として、本学の社会福祉学領域博士論文に求められる水準を十分満たしていると審査委員全員の一致を見た。

最後になるが、学外審査委員の関川芳孝氏は、橋川健祐氏の論文の意義を、過疎地域の再生をめざす地域循環型福祉経済の概念提示には地域福祉学からみても独創性が認められると評し、「障害者を、地域再生の担い手として位置づけており、社会包摂に関わる労働統合型社会的企業として、社会福祉法人の存在意義を新たに明確にしている」、さらに「都市部における循環型福祉経済モデルについての実証的な研究にも発展する可能性が認められるなど、学術的にも社会的にも斬新かつ有益な知見を提示している」(原文のまま)と評している。

### 3. 最終試験(学力の確認)の結果

2022年1月31日、橋川健祐氏への最終試験(口頭試問)を実施した。まず、はじめに橋川氏が事前に用意した口頭試問提出資料を提示し、昨年12月11日実施の公開発表会および審査委員の指摘事項の修文箇所を中心に本論文の意義と主張すべき論点について要領よく説明がなされた。それを受けて審査委員の質問にも明確に返答がなされた。また、本研究の到達点と弱点、今後の研究課題についても明快に語った。続いて、審査委員長が本論文の全体的な評価を述べた後、審査委員が本論文の弱点および留意事項について鋭く切り込んだ。一つひとつの問いに対し、氏は本研究の到達点と限界を述べたうえで、真摯に回答した。また、本論文で取り上げた理論命題の大きさ故か、事例と理論の広がりに関しては、氏の今後の研究(出版)に期待することで一致した。最後に英語力の審査を行った。本人記述の英文要旨の中からランダムに文節をとりあげ、英語記述の読み上げと日本語訳を指示したところ、適切に返答がなされた。

### 4. 結論

本審査委員会は、橋川健祐氏は日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項により博士学位(社会福祉学)を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上